

# 第7章

## 実現に向けて



## 7-1 景観まちづくりの推進体制

### ●きめ細かな審議・協議体制の継続・発展

金沢市景観審議会や様々な市独自の景観関連条例に対応し発展してきた専門部会については、これまで通り、充実した景観審議のための組織として継続していく。

また、時代や社会の変化とともに、多様化・複雑化する景観形成上の課題等に対応するため、各分野のメンバー補充や景観アドバイザーの積極的な活用等により、審議・協議体制を発展させる。

### ●総合的な庁内体制づくり

景観まちづくりと関わる都市計画、建築、歴史文化、環境をはじめとする各種基本計画や施策を所管する関係部局と綿密な情報交換を行いながら、適切な時間や場面において、協議・調整できる連携体制を整える。

また、職員一人ひとりが、それぞれの業務を通じて、良好な景観まちづくりを実践できるよう、庁内研修会や説明会等を開催する。

### ●活動団体等との連携

景観まちづくりに関わる協議会やNPO団体など、各種活動団体等との連携を図り、景観まちづくりの発展に向けた体制を整える。

### ●関係業界との連携

景観まちづくりを効果的に進めていくためには、建築物や工作物、土木、広告物等の設計・施工に関わる事業者の協力が不可欠であることから、景観に係るセミナーや説明会の開催等を通して、関係業界との連携体制を整える。

### ●国・県や隣接市町等との連携

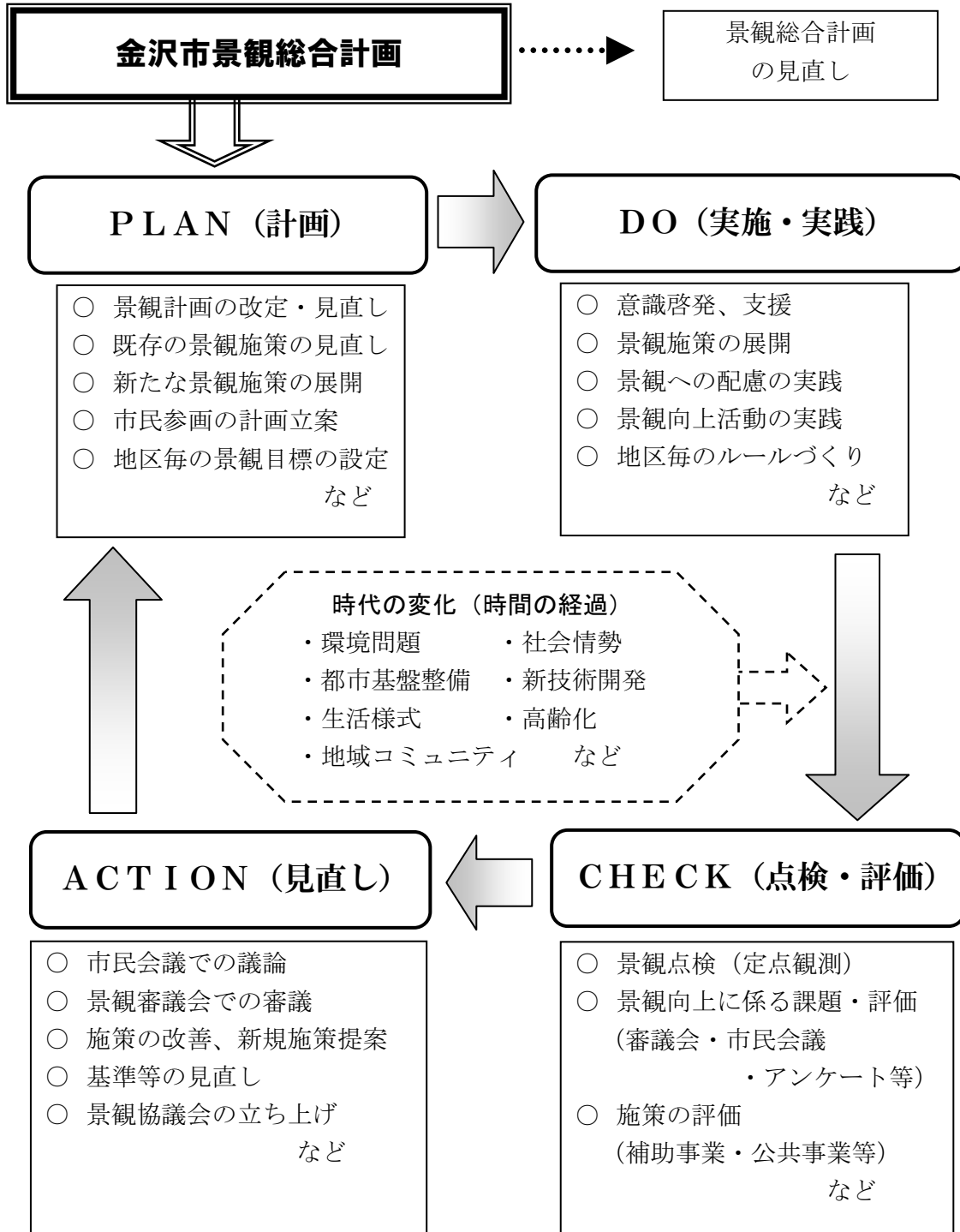
本市だけでなく、他の行政団体と連携のとれた景観施策を実施し、地域における良好な景観まちづくりを進めるため、国や県、隣接市町等との連携・協力体制を整える。

### ●地域とともに取り組む景観まちづくり体制の整備

地域の景観資源や景観特性を活かし、暮らしに根ざした魅力ある景観まちづくりを進めるため、景観サポーター等の協力を得ながら、ワークショップや景観調査、小・中学校等における景観学習・教育等を通して、地域とともに考え、実践する体制を整える。

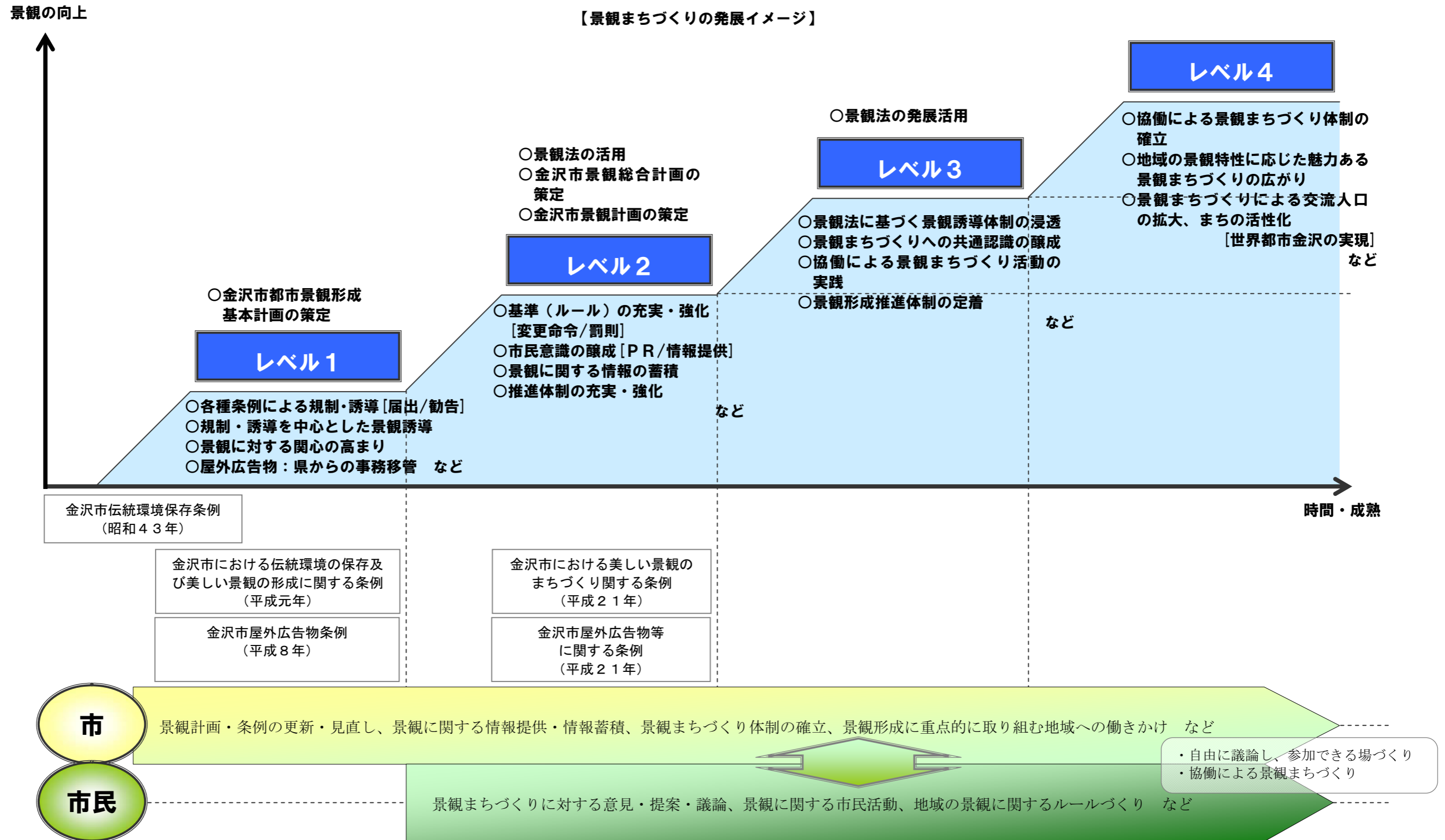
7-2 景観まちづくりの進行管理

景観まちづくりを進めるにあたっては、時代の変化（時間の経過）とともに景観を取り巻く社会的背景や課題等も変化し、景観形成に様々な影響を与えることから、下図に示すように、長期的な視点からの進行管理を行う。



### 7-3 景観まちづくりの発展目標

本市は、これまでも様々な施策展開や景観誘導體制の整備等を進めてきた。今後も、関連法制度・条例等に基づく既存の施策を活用するとともに、その充実強化を図る。段階的に景観まちづくり施策を展開していくことで、日々の暮らしに景観への配慮や意識が根付き、協働による景観まちづくりを発展させることを目指す。



※ ここで示す“市民”には、「企業市民」として事業者、設計者・施工者も含む